

船舶事故調査報告書

令和5年2月8日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	のり養殖施設損傷
発生日時	令和4年2月26日 05時45分ごろ
発生場所	愛知県美浜町野間埼西方沖 野間埼灯台から真方位269° 780m付近 (概位 北緯34° 45.5′ 東経136° 50.3′)
事故の概要	プレジャーボート ^{カナロア} Kanaloaは、航行中、のり養殖施設に乗り揚げ、同施設を損傷した。
事故調査の経過	令和4年3月8日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート Kanaloa、2.4トン
船舶番号、船舶所有者等	240-62913愛知、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	本船 なし のり養殖施設 のり網に切損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m 日出時刻：06時26分ごろ
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人1人を乗せ、野間埼西方沖を釣り場に向け、南進した。</p> <p>船長は、GPSプロッターの画面を見ながら操船していたが、左舷船首方を目視した際、左舷前方から本船に向かってくる漁船に気づき、同船に意識を向けて航行を続けたところ、のり養殖施設（以下「本件施設」という。）に設置された標識灯の灯火に気付かず、本件施設に乗り揚げ、本件施設を損傷した。</p> <p>本船は、船長が本事故の発生を海上保安庁に通報し、到着した巡視艇によって本件施設から引き出され、美浜町^{ふぐさき}富具崎港にえい航されてプロペラに巻き付いた網を取り除かれた後、自力で定係地のポートパークに帰航した。</p> <p>船長は、本件施設の位置を、スマートフォンのアプリで事前に確認していたものの、正確な位置は把握しておらず、また、GPSプロッターに本件施設等を入力していなかった。</p>
分析	本船は、野間埼西方沖を南進中、船長が、左舷前方から本船に向かってくる漁船に意識を向けて航行を続けたことから、本件施設に設置された標識灯の灯火に気付かず、本件施設に乗り揚げ、本件施設を損傷させたものと考えられる。

原因	本事故は、夜間、本船が野間埼西方沖を南進中、船長が、左舷前方から本船に向かってくる漁船に意識を向けて航行を続けたため、本件施設に設置された標識灯の灯火に気付かず、本件施設に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、航行中、特定の船舶等に意識を向けることなく、周囲の見張りを常時適切に行うこと。・ 船長は、のり養殖施設等をGPSプロッター等に入力し、表示できるようにしておくこと。